

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
後納郵便料	契約担当官 千代田社会保険事務所長 厚生労働事務官 田中保 東京都千代田区三番町22	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都台東区蔵前1-3-25	千代田社会保険事務所においては、被保険者や受給者等へ信書を送付することがあり、この場合、唯一、信書の発送業務を行っている日本郵政公社と契約し、送付業務を委託しているものである。 そのため、当該契約は、特定の相手としか契約することができず、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約するものである。	-	13,612,542	-	-	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
後納郵便料	契約担当官 中央社会保険事務所長 厚生労働事務官 菅重博 東京都中央区銀座7-13-8	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都台東区蔵前1-3-25	中央社会保険事務所においては、被保険者や受給者等へ信書を送付することがあり、この場合、唯一、信書の発送業務を行っている日本郵政公社と契約し、送付業務を委託しているものである。 そのため、当該契約は、特定の相手としか契約することができず、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約するものである。	-	12,338,236	-	-	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
後納郵便料	契約担当官 港社会保険事務所長 厚生労働事務官 菅野晃 東京都港区浜松町1-10-14	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都台東区蔵前1-3-25	港社会保険事務所においては、被保険者や受給者等へ信書を送付することがあり、この場合、唯一、信書の発送業務を行っている日本郵政公社と契約し、送付業務を委託しているものである。 そのため、当該契約は、特定の相手としか契約することができず、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約するものである。	-	15,992,437	-	-	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
後納郵便料	契約担当官 新宿社会保険事務室長 厚生労働事務官 清水英一 東京都新宿区大久保2-12-1	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都台東区蔵前1-3-25	新宿社会保険事務室においては、被保険者や受給者等へ信書を送付することがあり、この場合、唯一、信書の発送業務を行っている日本郵政公社と契約し、送付業務を委託しているものである。 そのため、当該契約は、特定の相手としか契約することができず、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約するものである。	-	11,443,527	-	-	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
後納郵便料	契約担当官 杉並社会保険事務長 厚生労働事務官 軽部英治 東京都杉並区高円寺南2-54-9	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都台東区蔵前1-3-25	杉並社会保険事務所においては、被保険者や受給者等へ信書を送付することがあり、この場合、唯一、信書の発送業務を行っている日本郵政公社と契約し、送付業務を委託しているものである。 そのため、当該契約は、特定の相手としか契約することができず、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約するものである。	-	4,962,611	-	-	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
後納郵便料	契約担当官 中野社会保険事務長 厚生労働事務官 釜川 央 東京都中野区中野2-4- 25	平成21年4月1日	郵便事業株式会 社東京都台東区 蔵前1-3-25	中野社会保険事務所においては、被保険者や受給者等へ信書を送付することがあり、この場合、唯一、信書の発送業務を行っている日本郵政公社と契約し、送付業務を委託しているものである。 そのため、当該契約は、特定の相手としか契約することができず、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約するものである。	-	3,585,437	-	-	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
後納郵便料	契約担当官 上野社会保険事務長 厚生労働事務官 渡辺智 明 東京都台東区池之端1- 2-18	平成21年4月1日	郵便事業株式会 社東京都台東区 蔵前1-3-25	上野社会保険事務所においては、被保険者や受給者等へ信書を送付することがあり、この場合、唯一、信書の発送業務を行っている日本郵政公社と契約し、送付業務を委託しているものである。 そのため、当該契約は、特定の相手としか契約することができず、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約するものである。	-	5,569,543	-	-	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
後納郵便料	契約担当官 文京社会保険事務長 厚生労働事務官 木部 力 東京都文京区千石1-6- 15	平成21年4月1日	郵便事業株式会 社東京都台東区 蔵前1-3-25	文京社会保険事務所においては、被保険者や受給者等へ信書を送付することがあり、この場合、唯一、信書の発送業務を行っている日本郵政公社と契約し、送付業務を委託しているものである。 そのため、当該契約は、特定の相手としか契約することができず、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約するものである。	-	4,478,740	-	-	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
後納郵便料	契約担当官 墨田社会保険事務長 厚生労働事務官 佐藤 茂 東京都墨田区立川3-8- 12	平成21年4月1日	郵便事業株式会 社東京都台東区 蔵前1-3-25	墨田社会保険事務所においては、被保険者や受給者等へ信書を送付することがあり、この場合、唯一、信書の発送業務を行っている日本郵政公社と契約し、送付業務を委託しているものである。 そのため、当該契約は、特定の相手としか契約することができず、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約するものである。	-	4,046,225	-	-	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
後納郵便料	契約担当官 江東社会保険事務長 厚生労働事務官 白井 明 東京都江東区亀戸5-16- 9	平成21年4月1日	郵便事業株式会 社東京都台東区 蔵前1-3-25	江東社会保険事務所においては、被保険者や受給者等へ信書を送付することがあり、この場合、唯一、信書の発送業務を行っている日本郵政公社と契約し、送付業務を委託しているものである。 そのため、当該契約は、特定の相手としか契約することができず、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約するものである。	-	5,556,021	-	-	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
後納郵便料	契約担当官 江戸川社会保険事務長 厚生労働事務官 服部勝良 東京都江戸川区中央3-4-24	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都台東区蔵前1-3-25	江戸川社会保険事務所においては、被保険者や受給者等へ信書を送付することがあり、この場合、唯一、信書の発送業務を行っている日本郵政公社と契約し、送付業務を委託しているものである。 そのため、当該契約は、特定の相手としか契約することができず、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約するものである。	-	6,198,040	-	-	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
後納郵便料	契約担当官 品川社会保険事務長 厚生労働事務官 米山文明 東京都品川区大崎5-1-5	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都台東区蔵前1-3-25	品川社会保険事務所においては、被保険者や受給者等へ信書を送付することがあり、この場合、唯一、信書の発送業務を行っている日本郵政公社と契約し、送付業務を委託しているものである。 そのため、当該契約は、特定の相手としか契約することができず、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約するものである。	-	6,665,680	-	-	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
後納郵便料	契約担当官 大田社会保険事務長 厚生労働事務官 小林章二 東京都大田区蒲田4-25-2	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都台東区蔵前1-3-25	大田社会保険事務所においては、被保険者や受給者等へ信書を送付することがあり、この場合、唯一、信書の発送業務を行っている日本郵政公社と契約し、送付業務を委託しているものである。 そのため、当該契約は、特定の相手としか契約することができず、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約するものである。	-	8,123,012	-	-	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
後納郵便料	契約担当官 渋谷社会保険事務長 厚生労働事務官 小山聡 東京都渋谷区神南1-12-1	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都台東区蔵前1-3-25	渋谷社会保険事務所においては、被保険者や受給者等へ信書を送付することがあり、この場合、唯一、信書の発送業務を行っている日本郵政公社と契約し、送付業務を委託しているものである。 そのため、当該契約は、特定の相手としか契約することができず、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約するものである。	-	10,586,074	-	-	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
後納郵便料	契約担当官 目黒社会保険事務長 厚生労働事務官 山本裕 東京都目黒区上目黒1-12-4	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都台東区蔵前1-3-25	目黒社会保険事務所においては、被保険者や受給者等へ信書を送付することがあり、この場合、唯一、信書の発送業務を行っている日本郵政公社と契約し、送付業務を委託しているものである。 そのため、当該契約は、特定の相手としか契約することができず、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約するものである。	-	3,650,506	-	-	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
後納郵便料	契約担当官 世田谷社会保険事務長 厚生労働事務官 永津優 東京都世田谷区世田谷1-30-12	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都台東区蔵前1-3-25	世田谷社会保険事務所においては、被保険者や受給者等へ信書を送付することがあり、この場合、唯一、信書の発送業務を行っている日本郵政公社と契約し、送付業務を委託しているものである。 そのため、当該契約は、特定の相手としか契約することができず、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約するものである。	—	8,354,425	—	—	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
後納郵便料	契約担当官 池袋社会保険事務長 厚生労働事務官 成田直人 東京都豊島区南池袋2-17-2	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都台東区蔵前1-3-25	池袋社会保険事務所においては、被保険者や受給者等へ信書を送付することがあり、この場合、唯一、信書の発送業務を行っている日本郵政公社と契約し、送付業務を委託しているものである。 そのため、当該契約は、特定の相手としか契約することができず、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約するものである。	—	4,835,495	—	—	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
後納郵便料	契約担当官 北社会保険事務長 厚生労働事務官 池田敏彦 東京都北区上十条1-1-10	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都台東区蔵前1-3-25	北社会保険事務所においては、被保険者や受給者等へ信書を送付することがあり、この場合、唯一、信書の発送業務を行っている日本郵政公社と契約し、送付業務を委託しているものである。 そのため、当該契約は、特定の相手としか契約することができず、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約するものである。	—	3,638,419	—	—	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
後納郵便料	契約担当官 板橋社会保険事務長 厚生労働事務官 河井則雄 東京都板橋区板橋1-47-4	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都台東区蔵前1-3-25	板橋社会保険事務所においては、被保険者や受給者等へ信書を送付することがあり、この場合、唯一、信書の発送業務を行っている日本郵政公社と契約し、送付業務を委託しているものである。 そのため、当該契約は、特定の相手としか契約することができず、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約するものである。	—	6,251,180	—	—	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
後納郵便料	契約担当官 練馬社会保険事務長 厚生労働事務官 宮崎完治 東京都練馬区石神井町4-27-37	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都台東区蔵前1-3-25	練馬社会保険事務所においては、被保険者や受給者等へ信書を送付することがあり、この場合、唯一、信書の発送業務を行っている日本郵政公社と契約し、送付業務を委託しているものである。 そのため、当該契約は、特定の相手としか契約することができず、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約するものである。	—	6,102,011	—	—	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
後納郵便料	契約担当官 足立社会保険事務長 厚生労働事務官 藤堂文夫 東京都足立区綾瀬2-17-9	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都台東区蔵前1-3-25	足立社会保険事務所においては、被保険者や受給者等へ信書を送付することがあり、この場合、唯一、信書の発送業務を行っている日本郵政公社と契約し、送付業務を委託しているものである。 そのため、当該契約は、特定の相手としか契約することができず、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約するものである。	-	6,236,667	-	-	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
後納郵便料	契約担当官 荒川社会保険事務長 厚生労働事務官 穂苅稔 東京都荒川区東尾久5-11-6	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都台東区蔵前1-3-25	荒川社会保険事務所においては、被保険者や受給者等へ信書を送付することがあり、この場合、唯一、信書の発送業務を行っている日本郵政公社と契約し、送付業務を委託しているものである。 そのため、当該契約は、特定の相手としか契約することができず、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約するものである。	-	2,421,387	-	-	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
後納郵便料	契約担当官 葛飾社会保険事務長 厚生労働事務官 国分登代子 東京都葛飾区立石3-7-3	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都台東区蔵前1-3-25	葛飾社会保険事務所においては、被保険者や受給者等へ信書を送付することがあり、この場合、唯一、信書の発送業務を行っている日本郵政公社と契約し、送付業務を委託しているものである。 そのため、当該契約は、特定の相手としか契約することができず、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約するものである。	-	3,807,815	-	-	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
後納郵便料	契約担当官 立川社会保険事務長 厚生労働事務官 西山文朗 東京都立川市錦町2-12-10	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都台東区蔵前1-3-25	立川社会保険事務所においては、被保険者や受給者等へ信書を送付することがあり、この場合、唯一、信書の発送業務を行っている日本郵政公社と契約し、送付業務を委託しているものである。 そのため、当該契約は、特定の相手としか契約することができず、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約するものである。	-	7,601,298	-	-	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
後納郵便料	契約担当官 八王子社会保険事務長 厚生労働事務官 三船寿男 東京都八王子市南新町4-1	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都台東区蔵前1-3-25	八王子社会保険事務所においては、被保険者や受給者等へ信書を送付することがあり、この場合、唯一、信書の発送業務を行っている日本郵政公社と契約し、送付業務を委託しているものである。 そのため、当該契約は、特定の相手としか契約することができず、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約するものである。	-	8,422,857	-	-	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)